

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新				旧				改正理由等
別表第 2（第 4 条—第 10 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条関係） 級別資格基準表 1～4（略） 5 医療職給料表(2)級別資格基準表				別表第 2（第 4 条—第 10 条、第 14 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条関係） 級別資格基準表 1～4（略） 5 医療職給料表(2)級別資格基準表				・歯科衛生士の初任給決定に係る学歴の追加
職種	学歴免許等	職務の級		職種	学歴免許等	職務の級		
(略)		1 級	2 級	(略)		1 級	2 級	
歯科衛生士	<u>大学卒</u>			歯科衛生士	短大 3 卒		1	
			<u>0</u>			0	1	
	短大 3 卒		1		短大 2 卒		2.5	
		0	1			0	2.5	
	短大 2 卒		2.5		高校専攻科卒		4	
		0	2.5			0	4	
	高校専攻科卒		4	(略)				
		0	4					
(略)								
6～8（略）				6～8（略）				
別表第 6（第 11 条—第 15 条、第 18 条、第 24 条関係） 初任給基準表 1～4（略） 5 医療職給料表(2)初任給基準表				別表第 6（第 11 条—第 15 条、第 18 条、第 24 条関係） 初任給基準表 1～4（略） 5 医療職給料表(2)初任給基準表				
職種	学歴免許等	初任給		職種	学歴免許等	初任給		
(略)				(略)				
歯科衛生士	<u>大学卒</u>	<u>2 級 1 号給</u>		歯科衛生士	短大 3 卒	1 級 17 号給		
	短大 3 卒	1 級 17 号給			短大 2 卒	1 級 11 号給		
	短大 2 卒	1 級 11 号給			高校専攻科卒	1 級 7 号給		
	高校専攻科卒	1 級 7 号給		(略)				
(略)								
6～8（略）				6～8（略）				
<p><u>附 則</u> この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>								